

債権法 履修クラスについて

- ・3年生以上の者は、木曜4限、5限の勅使河原クラスの授業を履修すること。
- ・2年生のA,B,Cクラスは、金曜2限、3限の藤田クラスの授業を履修すること。
- ・2年生のD,E,Fクラスは、金曜2限、3限の浜島クラスの授業を履修すること。
- ・金曜の債権法は、原則として再試験を実施しません。4年生は必ず木曜に履修すること。
- ・他の授業のためやむを得ず金曜に受講することを希望する4年生は、必ず浜島クラスの授業を履修すること。藤田クラスは再試験を実施しません。木曜4限、5限に他の授業を履修していない者は、金曜には受講できません。

以上